検査及び測定	事　　項
（略）	（略）
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項の測定	一　液状化等物質の種類 二～五　（略） 六　特殊貨物船舶運送規則第十七条第四項に規定する液状化等物質運送許容水分値測定表及び液状化等物質水分測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 七　（略）
特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査	一・二　（略） 三　液状化等物質の種類 四～七　（略） 八　特殊貨物船舶運送規則第二十五条第三項に規定する液状化等物質積付検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 九　（略）
（略）	（略）

2　（略）

検査及び測定	事　　項
（略）	（略）
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項の測定	一　液状化物質の種類 二～五　（略） 六　特殊貨物船舶運送規則第十七条第四項に規定する運送許容水分値測定表及び水分測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 七　（略）
特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査	一・二　（略） 三　液状化物質の種類 四～七　（略） 八　特殊貨物船舶運送規則第二十五条第三項に規定する液状化物質積付検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 九　（略）
（略）	（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による運送許容水分値測定表、第六号様式による水分測定表、第八号様式による液状化物質積付検査証、第十号様式による含水液状化物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化物質運搬船認定書は、それぞれ同条の規定による改正後の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による液状化等物質運送許容水分値測定表、第六号様式による液状化等物質水分測定表、第八号様式による液状化等物質積付検査証、第十号様式による含水液状化等物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書とみなす。